

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会
第6回推進委員会

日時 令和4年7月8日（金）
9時30分～11時00分
会場 さいたま市立教育研究所
5階 研修ホール

【 次 第 】

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会

1 開 会

2 報 告

(1) 市立学校のいじめの現状について

(2) 市立学校のいじめの防止等に向けた取組について

3 協 議

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」における
調査結果の説明や公表の在り方について

4 閉 会

○いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

○さいたま市いじめ防止対策推進条例（抜粋）

平成 26 年 7 月 9 日

条例第 47 号

（さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会）

第 10 条 市教育委員会は、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
- (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査（第 7 項において「重大事態等の調査」という。）及び市教育委員会へのその結果の報告

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第47号。以下「条例」という。）第10条第8項の規定に基づき、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときには、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場入室するものとする。

- 2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。
- 3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
 - (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、委員長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
 - (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(調査)

第6条 市教育委員会は、条例第10条第2項第3号及び第4号の調査を行う必要があると認めるときは、委員会に調査を行わせ、その結果を市教育委員会に報告させることができる。

- 2 委員は、前項の調査の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を損なうおそれがあると委員長が認めるときは、その調査及び審議に加わることができない。

(調査専門員)

第7条 条例第10条第7項の調査専門員（以下、「調査専門員」という。）は、当該重大事態等の調査に必要な学識経験を有する者その他市教育委員会が適当であると認める者で、当該重大事態等の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しないもののうちから市教育委員会が委嘱する。

- 2 調査専門員は、当該重大事態等の調査が終了した際、調査結果を市教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び調査専門員は、会議、調査等の活動によって知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市教育委員会事務局学校教育部に置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織や運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 報告

(1) 本市のいじめの現状について

(2) 市立学校のいじめの防止等に向けた取組について

1 いじめの防止に係る主な取組

(1) 児童生徒の主体的な活動

ア いじめ防止シンポジウム

(ア) 趣旨

- ・市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校の児童生徒代表、大学生、教職員、保護者、地域団体、関係行政機関が一堂に会し、市を挙げて、いじめを起こさせない、見逃さない環境づくりについて考える。

(イ) 開催日 令和3年8月30日(月)

(ウ) 開催方法

- ・会場のさいたま市立教育研究所と各学校を Microsoft Teams でつなぎ、リアルタイムで、アンケートに回答してもらい、全校で結果を共有した。
- ・会場の発表やパネルディスカッションの様子をリアルタイムに、YouTube にて限定配信した。

(エ) 内容

- ・いじめ防止に向けた取組の発表
- ・令和2年度全国いじめ防止サミット参加報告
- ・オンライン・パネルディスカッション
(教育長、代表児童生徒、大学教授、弁護士)

(オ) 参加者 約850人

(カ) 成果

パネルディスカッションにおいて、タブレットPCを使って、すべての市立学校へ質問を投げかけ、学校からの回答をリアルタイムで集計し、その結果を利用してさらに議論を深めることができた。パネルディスカッションを視聴するだけでなく、質問に答える形で参加したことにより、市全体で「いじめを許さない雰囲気づくり」について考えることができた。

イ さいたま市子ども会議

(ア) 開催日 ブロック会議 令和3年10月25日(月)までに報告
子ども会議 令和4年 1月 6日(木)実施

(イ) 目的

- ・代表生徒が一堂に会し、各校の取組について情報共有し、振り返ることを通して、いじめ防止に向けた話し合いを行う。

(ウ) 参加者

- ・ブロック会議 ・ ・ ・ 市立各中学校区の代表児童生徒
- ・さいたま市子ども会議 ・ ・ ・ 市立各中学校の代表生徒(1名)

(エ) 成果

- ・各中学校区ブロック会議で、「いじめを許さない雰囲気づくり」をテーマに、いじめが生まれる環境や行動をなくすために、何ができるかを考え、各校の取組について情報交換をした。
- ・各校の取組について、成果を共有し、課題を1つでも解消するためにどんな取り組み方が必要か、代表生徒同士で話し合うことができた。いじめは誰でも当事者になる可能性があることを確認し、来年度以降に「いじめを許さない雰囲気づくり」を行うために何ができるのかについて検討することができた。

※令和4年度の予定

- ・さいたま市子ども会議

期日：令和4年8月5日(金) 9:30~12:00

会場：大宮国際中等教育学校 体育館アリーナ

- ・いじめ防止シンポジウム

期日：令和4年8月24日(水) 14:00~16:30

会場：R a i B o C H a l l 大ホール

(2) 学校が実施する主な取組

○いじめ撲滅に向けた取組

- ・校長等による講話
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・「簡易アンケート」等の実施
- ・児童会・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーン等の展開
- ・いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・いじめ撲滅強化月間の取組(6月1日から6月30日)

3 協議

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に
おける調査結果の説明や公表の在り方について